

令和4年3月1日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
理事長 中川 泰宏

規約の一部改正について

標記について、令和4年2月21日開催の第121回組合会において下記の内容で承認されましたので公告します。

記

1. 組合会議員・理事定数の改正

京都府下の農協の広域合併等により適用事業所が減少し、かつ社会情勢の変化とともに被保険者数も減少するなか、より効率的な組合運営を実践するため、第5条・第9条・第26条を改正しました。

2. 規約の軽微な文言変更及び追加

厚生労働省と健康保険組合連合会との調整により、第35条の文言を変更し、第43条の文言を一部追加しました。

3. 任意継続被保険者制度の改正に伴う標準報酬の一部改正

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、令和3年6月11日に公布され、「任意継続被保険者制度の見直し」が、令和4年1月1日から施行されました。

この見直で、保険料の算定基礎を「健康保険組合の規約により、従前の標準報酬月額」とすることも可能とできるようになり、第44条を一部改正しました。

新旧条文対照表

新	旧
<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>20</u>人とする。</p>	<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>24</u>人とする。</p>
<p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第9条 互選議員の選挙区は、全事業所を一選挙区として、別表(2)のとおりとする。</p> <p>2 前項の選挙において、選挙する互選議員の数は<u>10</u>人とする。</p>	<p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第9条 互選議員の選挙区は、全事業所を一選挙区として、別表(2)のとおりとする。</p> <p>2 前項の選挙において、選挙する互選議員の数は<u>12</u>人とする。</p>
<p>(理事の定数)</p> <p>第26条 この組合の理事の定数は、<u>8</u>人とする。</p>	<p>(理事の定数)</p> <p>第26条 この組合の理事の定数は、<u>10</u>人とする。</p>
<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>する。</p>	<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処</u>理する。</p>
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、京都府下に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者<u>(以下「任意継続被保険者」という。)</u>を含む。)を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。)に基づき設立された法人並びにその関連団体</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号。)に基づき設立された法人</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、京都府下に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。)に基づき設立された法人並びにその関連団体</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号。)に基づき設立された法人</p>

(標準報酬)

第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

規約第9条別表(2)

選挙区及び選挙区ごとに選挙する議員の数

選挙区	事業所	議員数
(略)	(略)	<u>10</u>

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第9条第1項、第26条及び規約第9条別表(2)の規定は、次期総選挙の日(令和4年8月10日)から施行する。

第2条 常務理事及びその職務、組合員の範囲、標準報酬は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。

(標準報酬)

第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

規約第9条別表(2)

選挙区及び選挙区ごとに選挙する議員の数

選挙区	事業所	議員数
(略)	(略)	<u>12</u>